

## 税金サプリ

これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement

## 個人事業者向け新事業承継税制の概要

# 個人事業を税負担無しで後継者に承継するための新税制が登場

## 新税制登場の背景

現在の日本では、後継者不在の中小企業がそのまま廃業してしまうと今後10年間で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われてしまう危機にあると言われています。その対応策の目玉として、後継者に生前贈与したり相続した自社株に対する税金を納税猶予する「事業承継税制の特例措置」が2018年からスタートしました。それに続いて、個人事業後継者に負担なく事業承継がスムーズに行えることを支援する目的で登場したものが今回の個人事業者版事業承継税制なのです。

### 新税制の概要

個人事業者(例えば、父)が後継者(子供)に対し、事業(事業用財産)を承継するに当たり、高額な贈与税や相続税が課せられる場合が数多くあり、事業承継をスムーズに行うための妨げの要因となっていました。そこで、2019年度の税制改正において、**2019年1月1日から2028年12月31日**の間に行われる贈与・相続を対象として、この税負担を大きく軽減することができる事業承継支援策としての新しい制度(個人版事業承継税制)が創設されました。

## 個人版事業承継税制の概要

### 1 新税制の目的：税負担の軽減

贈与税・相続税の納税が猶予・免除されます。

青色申告事業を行っていた個人事業者の後継者が**「特定事業用資産」**(※)を取得した場合、その青色申告事業の継続等、一定の要件を満たした場合には、その特定事業用資産の課税価格に対応

する贈与税・相続税の納税が全額猶予されるというものです。

また、その後の後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されることになります。



先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日に属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものに限ります。

- ①土地(400m²までの部分に限る)
- ②建物(800m²までの部分に限る)
- ③固定資産税の課税対象とされる構築物や機械装置、器具備品、船舶等の減価償却資産
- ④営業用の自動車等
- ⑤乳牛や果樹等の生物
- ⑥特許権等の無形固定資産



(注)先代事業者が、その配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記の資産も特定事業者用資産に該当します。

## 2 要件の概要

①後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「**個人事業承継計画**」(※)を策定して、国が「認定支援機関」と認定した税理士等の所見を記載した上で、2019年4月1日から2024年3月31日までに先代事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事にその計画を提出し、確認を受ける必要があります。また、「**円滑化法**」(※)の認定ということもあります

で、「認定支援機関」の税理士等の指導・助言を受けることが必要となります。

②先代事業者と生計を一にする親族からの特定事業用資産の贈与・相続については、上記①の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までになされたものであれば該当します。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」のことで、個人事業者向け内容としては、個人事業者の円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保や、地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が都道府県知事の認定を受け、先代事業者から相続又は贈与により事業用資産を取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されることを目的とした法律です。



参考 個人事業承継計画 記載例

### 個人事業承継計画(※)(機械部品制作所の記載例)

●先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する時期(予定)	2019年～2020年頃予定
当該時期までの経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精密機器向け部品を中心に安定した受注はあるが、受注先の高齢化が進んでおり、売上は横ばいが続いている。</li> <li>○長年勤務している従業員のうち数人が、数年後に退職予定であり、人材の採用が急務となっている。</li> </ul>
当該課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業承継をきっかけに、当事業における新規分野である医療機器向け部品の製造に着手し、新規の受注先の獲得を図る。</li> <li>○現在実施しているハローワークでの求人のみならず、地元工業高校での就職説明会の実施を通じて、若手人材の獲得を図る。</li> </ul>

●個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画

具体的な実施内容	
1年目	先代事業者時代の得意先との関係性を継続できるよう、引継ぎを行うとともに医療機器向け部品の試作品の製作を行う。加えて、3年目の同部品の製造の本格化に向けて、製造の主力を担える若手人材の獲得を行う。
2年目	メイン金融機関が実施するビジネスマッチングに積極的に参加するとともに、人員配置を行うことにより新規開拓を行う従業員(営業担当)を増やし、医療機器向け部品の受注先の獲得を図る。
3年目	医療機器向け部品の量産に向け、最新設備の導入を行う。その際、金融機関に対して融資を依頼するとともに、事業承継補助金等の補助制度の利用も併せて検討する。